平成２５年（再）第１号
大阪府富田林市藤沢台５丁目２番６号
再生債務者　株式会社みどり園
主文　すべての債権者は、再生債務者につき民事再生法250条１項の規定による破産手続開始決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、破産法25条１項に規定する強制執行等及び国税滞納処分(国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。)をしてはならない。
平成25年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
三重県鈴鹿市深溝町2898番地の１
再生債務者　中央集合住宅工事株式会社
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月10日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月７日から平成25年８月21日まで
津地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第３号
愛媛県東温市田窪660番地３
再生債務者　株式会社山本製作所
１　決議に付する計画案　平成25年５月22日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年７月18日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成25年７月17日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成25年７月11日
平成25年６月11日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（再）第１号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間310―１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地
再生債務者　株式会社沖縄うみの園
１　決議に付する再生計画案　平成25年５月10日付け再生債務者提出の再生計画案
２　投票期間　平成25年７月４日まで及び平成25年７月11日午前10時債権者集会期日
３　債権者集会
⑴　期日　平成25年７月11日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月４日
平成25年６月12日
那覇地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２４年（再）第１号
島根県邑智郡邑南町日和216番地３
再生債務者　伊達　一樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　書面による決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法202条２項各号に該当する事由はない。
平成25年６月10日　松江地方裁判所浜田支部

再生手続終結

平成２０年（再）第４号
山口県下関市貴船町３丁目１番37―202号
再生債務者　株式会社タイユウ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年６月11日　山口地方裁判所下関支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２５年（再）第１号
大阪府富田林市藤沢台５丁目２番６号
再生債務者　株式会社みどり園
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区西天満４丁目３番４号　御影ビル２階　なのはな法律事務所　弁護士　野村　剛司
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年６月11日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号
千葉県四街道市千代田５丁目59番５号
再生債務者　廣瀬　栄作
１　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第１４号
神奈川県厚木市関口115番地１　ダイアパレス本厚木513
再生債務者　池上　直人
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月２日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月16日から平成25年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第３４号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目６番16号　ベルシャトウ上福岡203号
再生債務者　藤田　淳也
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１１号
千葉県印西市内野２丁目６番地35棟102号
再生債務者　飯島　康嗣
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第１９号
千葉県印西市草深1677番地13
再生債務者　小澤　高法
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月31日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（再イ）第３１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1104番地の７
再生債務者　井上　市郎
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月17日から平成25年７月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第６号
愛媛県松山市空港通１丁目10番12号　サウンドピア松山Ｉ512号
再生債務者　伊藤　恵美
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月３日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月10日から平成25年７月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３８０号
北海道江別市新栄台74番地の５
再生債務者　須藤　敏幸
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月18日から平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１０号
三重県三重郡川越町大字当新田463番地　メゾン・ド・ローレライＡ105
再生債務者　加藤　　都（旧姓片山）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月４日まで
４　一般異議申述期間　平成25年７月11日から平成25年７月18日まで
津地方裁判所四日市支部